

災害臨時号

第2号

平成23年5月16日発行 南三陸町総務課

組織改正

町では、災害復興事業を迅速かつ円滑に進めるため、5月1日付けで「震災復興推進課」を新設しました。なお、各課直通電話の一部が復旧したことにより、5月1日号でお知らせした電話番号を変更した課もありますので、次によりご確認のうえ、問い合わせ等は、直通電話におかけください。

【直通電話番号一覧】

- ◆ 総務課 ☎46-13370
- ◆ 危機管理課（災害対策本部）☎46-13376
- ◆ 震災復興推進課 ☎46-13371
- ◆ 町民税務課（医療給付係・戸籍住民係）☎46-13373
- ◆ 町民税務課（課税係・納税係・被害調査班）☎46-13372
- ◆ 保健福祉課（健康増進係）☎46-51133
- ◆ 保健福祉課（社会福祉係、高齢者福祉係、避難対策班、子ども家庭係）☎46-2601
- ◆ 出納室 ☎46-13374

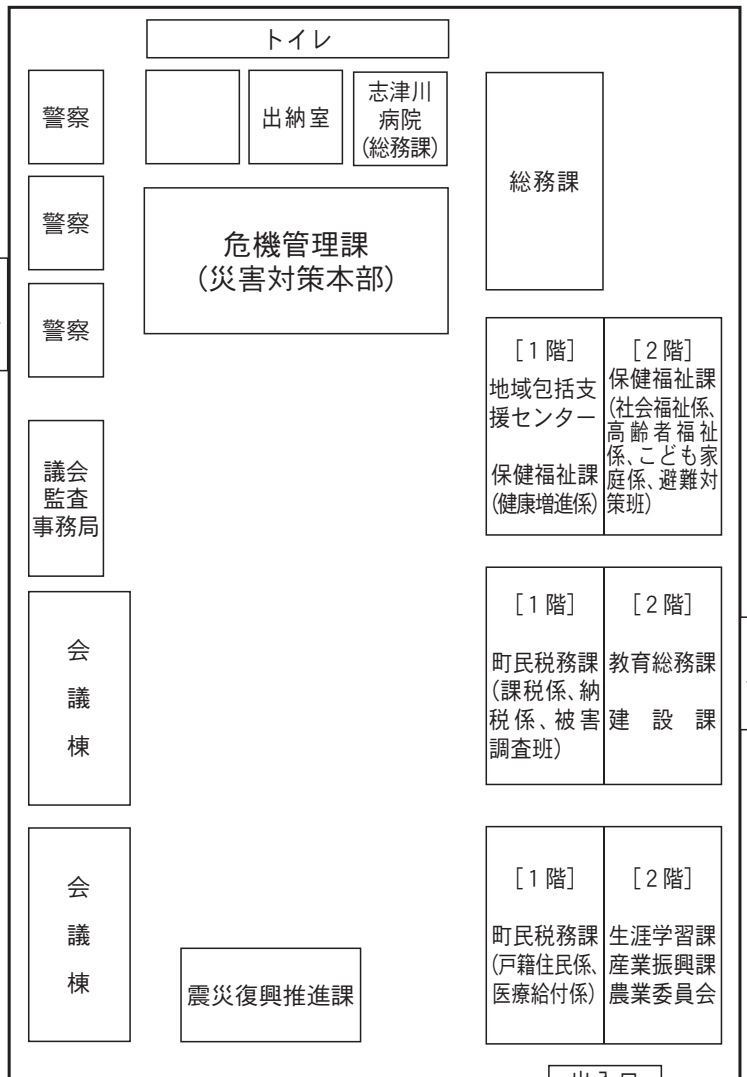
- ◆ 地域包括支援センター ☎46-5588
- ◆ 環境対策課 ☎090-2859-3841
- ◆ 産業振興課 ☎46-13378
- ◆ 建設課 ☎46-13377
- ◆ 議会・監査事務局 ☎46-13375
- ◆ 公立志津川病院 ☎46-3664
- ◆ 上下水道事業所 ☎090-1618-2408
- ◆ 生涯学習課 ☎46-2639
- ◆ 教育総務課 ☎46-2604
- ◆ 南三陸警察署 ☎46-3131
- ◆ 南三陸消防署 ☎46-2677
- ◆ 安全確認ダイヤル ☎090-5538-1357

臨時シャトルバス

町では、各地域を結ぶ臨時シャトルバスを運行していますのでご利用ください。なお、道路状況等により、運行時刻等に変更が生じる場合がありますので、バス停でご確認ください。

- ◆ 連絡先 震災復興推進課 ☎46-13371

南三陸町役場 仮庁舎案内図



出入口 ※車両進入禁止

窓口証明・税

【窓口手数料】

6月1日（水）から、住民票や印鑑証明などの窓口証明手数料が有料になります。震災による転出や集団避難、借家契約、り災関連の各種申請に必要な証明書が発行が一区切りついたことから、本来の手数料に戻すものです。ご理解いただきまますようお願いいたします。

- ◆ 連絡先 町民税務課戸籍住民係 ☎46-13373

【戸籍関係証明】

法務局の協力により、戸籍の再製とシステムの稼働の準備が整い、現在、3月1日（火）以降の届書の入力作業中です。準備が整い次第、発行業務を再開します。3月中に届出された各種戸籍届分については、5月23日（月）からの発行を予定しています。4月以降の届出分は、6月1日（水）を予定しています。

- ※平成23年2月1日（火）から3月11日（金）までに戸籍届

（出生・死亡・婚姻・離婚等）を提出された方の届書が津波により流失したため、再度提出していただく必要があります。お手数ですが、町民税務課の係員までお申し出ください。また、印鑑証明については、窓口で本人確認できる方のみ登録を受付しています。が、郵便事情が回復したことから、6月1日（水）からは、印鑑登録の代理申請を受付します。病气や仕事等で来庁できない方は、ご利用ください。

◆連絡先 町民税務課戸籍住民係
☎46-13373

【原付バイク登録】

津波により、役場で保管していた新車登録用のナンバークレートの流失し、現在も原付バイク等の登録ができない状況です。現在、ナンバークレートを発注していますが、登録開始は6月中旬予定となっています。

◆連絡先 町民税務課課税係
☎46-13372

【税の申告】

震災により、税の申告が中断していましたが、町と国税が連携し申告を再開することになりました。今回の申告では、国の震災特例による税制上の措置が適用されるため、まだ申告をしていなかった方だけでなく、すでに申告が終わっている方も対象になります。特に、家屋が流失・全壊した方は、その損失額が大きいため、大幅な減税や還付を受けられる場合があります。なお、ほとんどの方が源泉徴収票や領収書などの必要書類を流していると思われるが、可能な範囲で準備していただけでも大変助かります。準備が困難な場合は、申告の際に、係員にご相談ください。

◆開始時期 6月1日(水)

◆申告受付会場 南三陸町内の会場は、現在検討中です。そのほか、登米市及び栗原市の市役所や、合同庁舎を予定しています。なお、町外に集団避難されている方は、佐沼税務署、築館税務署、古川税務署など、管轄外税務署でも申告できますので、最寄りの税務署へお出かけください。詳細は別途配布するパンフレットをご覧ください。

【申告事前説明会】

気仙沼税務署では、南三陸町内に在住の方を対象に、申告事前説明会を開催します。被害を受けた損失控除の詳細や源泉徴収票などの資料が流失した場合などの相談に応じますので、気軽にご参加ください。

◆日時 5月23日(月)午後1時30分

◆場所 役場仮庁舎内会議棟

※会場が狭隘ですが、ご理解を願います。

※集団避難などで町外に在住している方には、佐沼税務署など管轄外税務署の協力により、チラシや準備票を配布しながら説明を行う予定です。

◆連絡先 気仙沼税務署
☎22-6780

【住民税特別徴収】

震災により申告が中断したた

め、個人所得が確定していません。従業員の給料から住民税の特別徴収を実施している事業者の方には、大変ご迷惑をおかけしています。当分の間、特別徴収の納付書を発行できませんが、電話による問い合わせに對しては、従業員の了解が得られれば、前年と同水準の額で徴収し、預かり税として社内留保していただくことをお願いしています。

◆連絡先 町民税務課課税係
☎46-13372

【保険証】

震災により、国民健康保険証及び後期高齢者医療保険証を紛失された方が医療機関で受診する場合は、住所、氏名、生年月日を申し出るにより、保険証がなくとも受診することができま。この特例措置は、5月末日までとされていますが、6月末日まで延長されましたのでお知らせします。なお、被災者の方は、医療機関での一部負担金が猶予されます。

◆連絡先 町民税務課医療給付係
☎46-13373

歌津総合支所

歌津総合支所の仮事務所を5月23日(月)に開設し、次により窓口業務を開始します。

◆開設場所 平成の森「緑の館」

◆窓口業務開始日 5月25日(水)

◆業務時間 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分

※窓口業務は、土日及び祝日はお休みしますが、役場仮庁舎では、毎週日曜日に日曜開庁を行っていますので、そちら

臨時災害FM開局

町では、被災者や被災地域に密着したきめ細やかな情報を提供するため、「臨時災害放送局」を設置します。地元の放送スタジオによるタイムリーな情報を放送しますので、ぜひお聞きください。なお、ラジオをお持ちでない方には無償で提供しますので、ご連絡ください。

◆開局日 5月17日(火)

※午後3時スタート予定

◆放送時間 24時間放送

※定時放送(時間未定)は、生放送で情報をお伝えし、それ以外の時間帯については、再放送や音楽などを放送します。

をご利用ください。

◆取扱業務内容 住民異動届関係、住民票関係、印鑑証明、所得証明、課税証明、納税証明、資産証明など

※戸籍謄抄本及び被災・被災証明は、当分の間取り扱いできません。

◆連絡先 町民福祉課
☎36-3921

※仮事務所設置作業の都合上、問い合わせは5月25日(水)以降にお願いします。

詳しい内容は、番組内でお知らせします。

◆周波数 80・7メガヘルツ

◆出力 30ワット

◆主な放送内容

- ・行政情報、防災情報
- ・ライフラインの復旧情報
- ・ごみ収集や各種相談窓口などの生活関連情報
- ・炊き出しや物資の配給などのイベント情報

【愛称募集】

FM局の愛称を募集します。応募の方法などは、番組内でお知らせしますので、親しみの持てる愛称をご応募ください。

◆連絡先 危機管理課
☎46-13376

災害弔慰金

東日本大震災により亡くなられた町民の方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。

◆対象者 東日本大震災により亡くなられた南三陸町の住民のご遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母）

※支給順位として、同一世帯に
いる遺族が優先となり、同一世帯の全員が亡くなった場合は、同一世帯以外の遺族に支給します。

◆提出書類

- ・保健福祉課社会福祉係に備え付けの「東日本大震災により亡くなったことの申出書」
- ・遺族となる方が同一世帯以外の場合、遺族であることを証明する書類（戸籍謄本等）
- ・町外で被災し亡くなった場合は、り災証明。

◆申請会場 災害弔慰金受付特設会場（役場仮庁舎内）

◆申請期間 平成23年6月1日（水）～平成23年10月31日（月）

◆支給額

- ・亡くなられた方が死亡当時において、弔慰金を受けることができる方の生計を主として維持していた場合：50万円
- ・その他の場合：250万円

◆連絡先 保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601

災害障害見舞金

東日本大震災により負傷または疾病にかかり、重度の障害を負った方に災害障害見舞金を支給します。

◆対象者

- ・両目が失明した方
- ・そしゃく及び言語の機能を廃した方
- ・神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方
- ・胸部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方
- ・両上肢をひじ関節以上で失った方
- ・両上肢の用を全廃した方
- ・両下肢をひざ関節以上で失った方
- ・両下肢の用を全廃した方
- ・両下肢をひざ関節以上で失った方
- ・両下肢の用を全廃した方
- ・精神または身体の障害を重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる方

◆見舞金の額

- ・東日本大震災の当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合：250万円

◆その他の場合：125万円
◆申請書類

・り災証明書（町外において障害の原因となる負傷または疾病の状態となった場合）

・医師の診断書

◆連絡先 保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601

支援金・義援金

現在、役場仮庁舎において、「被災者生活再建支援金」と「東日本大震災災害義援金」の申請を受け付けています。必要書類などの詳しい内容は、別途配布の手続案内をご覧ください。

◆連絡先 保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601

要介護認定

震災前に、要介護認定（新規区分変更、更新）の申請をしていた方は、震災により書類が流したため、再度書類の整備をする必要があります。申し訳ございませんが、担当のケアマネージャーまたは保健福祉課高齢者福祉係までご連絡ください。

◆連絡先 保健福祉課高齢者福祉係 ☎46-2601

※集団避難先（登米市、大崎市、栗原市）でも要介護認定の申請が可能です。詳しくは、避

難先の市町村窓口にお問い合わせください。

登米市福祉事務所長寿介護課 ☎022015815551

大崎市民生部高齢介護課 ☎022912316125

栗原市市民生活部介護福祉課 ☎022812211350

障害者手帳

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、東日本大震災によって手帳を紛失・破損した方は、再発行の手続きができます。なお、手続きの際は、顔写真2枚（縦4cm、横3cm）をお持ちください。

※町外に避難している方については、避難先の市町村担当窓口で手続きをすることができます。詳しくは、避難先の市町村担当窓口にお問い合わせください。

◆連絡先 保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601

出前保育

町では、町内に住む3歳以上のお子さんを対象に、出前保育を行います。保育所（園）の先生やお友達と楽しい時間を過ごしませんか？

◆対象者 町内在住の3歳以上就学前のお子さん

◆保育時間 午前9時30分～午前11時30分

◆場所・期日

・志津川小学校（志津川地区）

5月17日（火）、27日（金）

・歌津中学校（歌津地区）

5月16日（月）、23日（月）

・志津川自然の家（戸倉地区）

5月23日（月）

・登米児童館（戸倉地区）

5月18日（水）、25日（水）

◆内容 紙芝居・絵本の読み聞かせなど（おやつ付きです）

◆持ち物 お子さんの着替え（汚す心配がある場合）

※現地集合、現地解散をお願いします。

◆連絡先 志津川保育所 ☎0901583319485

上水道

現在、本管の漏水を調査しながら、応急復旧を進めています。漏水箇所が多く、復旧が遅れています。管の清掃を行いながら、生活用水として使用できる「仮通水」の工事を優先して進めますので、飲料としての使用は、当分の間お待ちください。

【復旧状況】

◆志津川・入谷地区 助作浄水場から上の山配水池に送水し、送水管と配水池の漏水調査を実施しました。現在、配水本管に配水し、管の洗浄とあわせて漏水調査を実施中です。旭ヶ丘団地までは、仮通水が完了しています。

◆歌津地区 伊里前浄水場から吉野沢配水池及び伊里前配水池に送水し、漏水調査を実施しました。現在、石泉、港行政区の一部（長羽地区）及び伊里前住宅等に仮通水が完了しています。今後は、平成の森、田の浦、石浜、名足地区への仮通水を順次予定しています。

◆戸倉地区 長清水、荒町地区に膜処理浄水施設を設置し、5月末頃に通水（飲料可）予定です。

◆連絡先 上下水道事業所
☎090-1618-2408

病院

公立志津川病院では、5月14日（土）から、救急患者に限り、休日及び夜間の診療を行っています。その際は、薬のみの受け渡しや代理人による薬の受け渡しはできませんのでご注意ください。なお、各避難所の救護所については、5月13日（金）を

もって閉鎖しています。

◆連絡先 公立志津川病院
☎46-3664

農地転用

このたびの震災により被害を受けた方が、仮設住宅や作業場等を農地に建築する場合でも、農地転用の許可が必要となります。農地転用をする際は、必ず農業委員会に許可申請書を提出してください。

◆連絡先 農業委員会事務局
☎46-1378

ごみ

クリーンセンターへのごみの受入を開始します。

◆搬入場所 南三陸町クリーンセンター

◆受入開始日 5月16日（月）※土日及び祝日は、お休みします。

◆搬入時間 午前9時から午後4時30分

◆搬入方法 自分で直接持ち込むか、一般廃棄物収集運搬業者に委託してください。

◆対象廃棄物 一般廃棄物

・資源物は、分別してください。
・可燃ごみは、長いところで40cm以下（直径10cm）に切ってください。

・生ごみは、しっかりと水切りしてください。
・ごみの減量にご協力ください。
・多量の場合は、事前にご連絡ください。

◆処理料金 震災によらない直接搬入については、可燃ごみ、不燃ごみともに、50kgあたり300円です。
※50kg以下は、50kgとみなします。

◆対象外のごみ がれきり類及び家電4品目は受入できません。準備が整い次第お知らせします。

◆連絡先 環境対策課
☎090-2859-3841

消防署

南三陸消防署はベイサイドアリーナ内に、歌津出張所は歌津中学校西側倉庫に、仮の署を設置して業務を開始しています。空気が乾燥していますので、火の取り扱いには十分注意してください。

◆連絡先 南三陸消防署
☎46-2677

歌津出張所
☎36-2222

応急仮設住宅

応急仮設住宅は、公共用地に14団地・929戸を建設着工しまし

た。残りの応急仮設住宅の必要戸数は、民有地を確保して建設計画を進めています（民有地については、決定次第お知らせします）。

被災者で応急仮設住宅への入居を希望する方は、至急、建設課まで申請書を提出してください。

◆連絡先 建設課
☎46-1377

生保契約照会制度

生命保険協会では、東日本大震災により被災されたお客様が加入していた生命保険会社がわからず、保険金の請求を行うことが困難な場合等において、生命保険会社に契約有無の調査依頼を行う対応（災害地域生保契約照会制度）を実施しています。詳しくは、フリーダイヤルまで問い合わせください。

※受付は、平日の午前9時から午後5時までです。

◆連絡先 生命保険協会「災害地域生保契約照会センター」
☎0120-00173

特別行政相談

被災された皆さんの生活の安定・再建の一助として「被災者支援特別行政相談所」を開設し

ます。相談は無料で、秘密は厳守します。お気軽にご利用ください。なお、相談は先着順となります。

◆日時 平成23年5月18日（水）午前10時～午後3時

◆場所 役場仮庁舎内会議棟

◆相談内容

- ・建物の登記や権利証の紛失等
- ・車両の廃車、船舶の廃船等
- ・労災、解雇、失業給付等
- ・生命保険、地震保険等
- ・通信障害、放送受信障害等
- ・県への相談窓口の案内

被災に関する法律問題等
・そのほか、行政全般の相談
※主な避難所から会場までの連絡バスを用意する予定です。で、避難所の掲示物などをご覧ください。

◆連絡先 震災行政相談専用フリーダイヤル
☎0120-511556

編集後記

南三陸町のFM局が開局します。放送スタジオは、ベイサイドアリーナ内に設置しますので、皆さんのご支援、ご声援をお願いします。やっと暖かくなってきましたが、三寒四温の気候が続いています。日々お疲れと存じますので、どうかご自愛ください。